

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
24年 第2号	23.12.21	<p>小規模作業所・地域活動支援センターの運営についての陳情</p> <p>2006年4月の障害者自立支援法の施行により、小規模作業所の移行をめぐっては様々な問題が生じている。2005年4月時点で5777カ所存在した小規模作業所は、2010年には4451カ所（74.7%）が自立支援法事業体系に移行した。しかし、移行した事業所のうち54.3%は、国の義務的経費である介護・訓練等給付事業ではなく、市町村が財政責任を負っている地域活動支援センターへの移行を余儀なくされ、不安定な運営実態と自治体間格差が拡大している。</p> <p>この背景には自立支援法の施行により、これまで小規模作業所の運営を支えてきた都道府県・政令指定都市等の補助金制度が約5割の自治体で廃止され、市町村による地域活動支援センター補助制度に変わった影響がある。</p> <p>また、独自の補助を続けている自治体でも2012年度末で支援が打ち切れようとしている。しかし、移行しようにも条件が整わず移行できない小規模作業所も多く、厳しい運営を強いられながら地域で障害のある人の日中支援を続けている。</p> <p>きょうされんは小規模作業所問題の完全解決をめざすために、小規模作業所と地域活動支援センターの実態調査（2011年5月）や、浮き彫りになった様々な問題点を踏まえての政策提言をおこなってきた。地域活動支援センターの運営実態は、公費水準が低く、小規模作業所的水準を下回り、職員は劣悪な条件のもとにおかれ、利用者には実費負担がのしかかっている。</p> <p>障がい者制度改革推進会議では、2013年8月までに自立支援法を廃止して新法をつくること、新しい日中・就労支援体系の中で小規模作業所の問題を解決に向かわせる方向を確認している。</p> <p>これまでの支援を継続しながら、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、骨格提言）に裏打ちされた総合福祉法の実現が望まれている。</p> <p>こうした時期にあって、私たちは以下の諸点について貴議会に陳情する。</p> <p>ぜひ、障害のある人の生活実態を十分に踏まえ、真摯なご検討と対応いただくよう心よりお願い申し上げます。</p>	<p>きょうされん茨城支部 支部長 落合 隆</p>	<p>保健福祉</p>

		<p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none">1 小規模作業所，地域活動支援センターの問題解決に向けて，骨格提言の内容を反映させた総合福祉法の実現を，国に対して要望すること。2 新法が施行されるまでの間，未移行の小規模作業所への補助金制度や支援を継続し，閉所等へ追い込まれることのないよう，自治体としての支援を継続すること。3 当面，地域活動支援センターの低額な補助金の改善に向けて，国に地域生活支援事業の補助の大幅な増額を求めるとともに，自治体独自の補助金の支出をはかり，市町村間格差の解消を図ること。		
--	--	--	--	--